

平成20年第3回名寄市議会臨時会会議録
開会 平成20年5月19日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程	5番	大石健二	議員
日程第1 会議録署名議員の指名	6番	佐々木寿	議員
日程第2 会期の決定	7番	持田健	議員
日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険税条例の制定について	8番	岩木正文	議員
	9番	駒津喜一	議員
日程第4 議案第2号 専決処分した事件の承認について(名寄市税条例の一部改正)	10番	佐藤勝	議員
	11番	日根野正敏	議員
議案第3号 専決処分した事件の承認について(名寄市都市計画税条例の一部改正)	12番	木戸口真	議員
	13番	高見勉	議員
	14番	渡辺正尚	議員
日程第5 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	15番	高橋伸典	議員
	16番	山口祐司	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名	17番	田中好望	議員
日程第2 会期の決定	18番	黒井徹	議員
日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険税条例の制定について	20番	川村正彦	議員
	21番	谷内司	議員
日程第4 議案第2号 専決処分した事件の承認について(名寄市税条例の一部改正)	22番	田中之繁	議員
	23番	東千春	議員
議案第3号 専決処分した事件の承認について(名寄市都市計画税条例の一部改正)	24番	宗片浩子	議員
	25番	中野秀敏	議員
日程第5 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について			

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺一知	議員
副議長	19番	熊谷吉正	議員
	1番	佐藤靖	議員
	2番	植松正一	議員
	3番	竹中憲之	議員
	4番	川村幸栄	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	今尚文君

副市長	小室勝治君
總務部長	中尾裕二君
生活福祉部長	佐々木雅之君
經濟部長	手間本剛君
建設水道部長	野間井照之君
上下水道室長	和田博忠君
教育長	藤原内豐君
教育部長	山内海博司君
市立綜合病院長	内海博司君
市立總務部	内海博司君
市立大局學長	三澤吉巳君
會計室長	成田勇一君
監査委員	森山良悦君
市民課長	小山龍彦君

○議長（小野寺一知識員） おはようございます。ただいまより平成20年第3回名寄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知識員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

12番 木戸口 真 議員

13番 高見 勉 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第3 議案第1号 名寄市国民健康保険税条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。議案第1号 名寄市国民健康保険税条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、国民健康保険法、地方税法等の改正により国民健康保険税に後期高齢者支援金等課税分が加わり、また65歳以上の年金受給世帯を対象として国民健康保険税を年金から徴収することになったため、名寄市国民健康保険税条例を改正しようとするものでありますが、改正の方法につきましては国が示す例に倣って条例改正できるようにするため、本条例を全部改正しようとするもの

であります。

改正の主な内容について申し上げます。まず、国民健康保険税率等の改正では、健康保険法等の改正を踏まえ、国民健康保険運営協議会に諮問を行い、答申をいただきましたので、答申に沿って税率及び賦課限度額を変更しようとするものであります。医療給付費に充てる基礎課税分では、所得割を13%から7.5%に、資産割を15%から22%に、均等割額を被保険者1人当たり2万4,000円から2万円に、被保険者1世帯ごとの平等割額を2万6,000円から1万8,000円に、賦課限度額を56万円から47万円に、新設の後期高齢者支援金等課税分では所得割を3%に、資産割を9%に、均等割額を被保険者1人当たり7,000円に、被保険者1世帯ごとの平等割額を7,000円に、課税限度額を12万円に、介護給付金課税分では所得割を据え置きとし、資産割を4%に、均等割額を被保険者1人当たり7,000円に、被保険者1世帯ごとの均等割額を6,000円にしようとするものであります。

次に、年金から国民健康保険税を納付する特別徴収につきましては、税額算定前の仮徴収や本算定後の徴収の方法を定めております。

なお、細部につきましては生活福祉部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 名寄市国民健康保険税条例改正について補足説明をさせていただきます。

最初に、これまでの国民健康保険税条例は、合併時に介護納付金に係る税率の統一ができなかったこともありまして、最小限の不整合を解消するにとどまっておりました。今回の改正は、これまで実施していなかった事項、年金徴収の開始により暫定賦課や仮徴収の規定を定める必要が生じたこと、後期高齢者医療制度の創設に伴い3税方式

による賦課になったことなどから、国が示す準則の国保税条例参考例に沿って作成し、全面改正となりました。

まず、税率改正に係る考え方につきましては、平成19年度国保税改正が所得割に大きく依存したこの見直しも含め、所得割中心から資産割による調整を行い、被保険者の所得及び資産状況との均衡を図りました。また、低所得者への軽減措置を維持するため応能応益割の堅持を基本に、また受益者負担の観点から均等割で調整が必要になったこと、さらに後期高齢者支援金が新たに賦課されることから抜本的な税制改正になりました。税額負担につきましては、総額ベースで後期高齢者医療制度へ移行した被保険者の影響も考慮し、前年11月末データでは基礎課税分支援金で2,900万円の減、介護納付金で900万円の増、差し引き2,000万円のわずかな減にとどまるものと試算をしています。さらに、被保険者個々に見ますと、所得、資産状況及び均等割との調整により上がり下がりが生じますので、御理解を賜りたいと思います。

改正の内容につきましては、新旧対照表に従い特徴的な部分について説明申し上げます。税率については、第3条から第9条の3までに3税目、所得割及び資産割の税率、均等割及び平等割の金額をそれぞれ定めております。

また、第5条の2の第1号で後期高齢者医療制度に係る特定世帯の世帯別平等割を2分の1に軽減し、激変緩和期間を5年間と規定しました。特定世帯の軽減措置は、7条の3で後期高齢者支援金にも同様に適用されます。

第11条は、徴収の方法について年金から引き落とす特別徴収の方法が規定され、特別徴収による場合を除くほか普通徴収の方法になることを定めております。

14条から20条までは、特別徴収に係る規定で新設された項目であります。年金徴収となる対象者には、本年10月から始まることの説明と自

主納付を推進する観点から口座振替をお勧めしたいと考えております。

23条は、各税目ごとに均等割と世帯割の軽減措置について規定しております。第1号は、7割軽減で、軽減する額を記載しています。第2号は、5割軽減、第3号は2割軽減を規定したものであります。同条2項は、前3号の2割軽減について申請主義から職権適用に変更されました。

附則1号の施行期日については、第18条、第19条を平成21年度からの施行と決めました。これは、本条の規定内容が4月以降で年金からの仮徴収を規定しており、今年度10月以降実施することと矛盾するからであります。

附則2号は適用区分を、3号以降13号までは租税特別措置法改正に連動する所得のみなし規定で、従前より記載されている事項であります。

以上、本文から附則まで補足説明させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） ただいま名寄市の国民健康保険税条例の御説明いただきました。今回の保険税の条例の改正について、具体的な数字をお示しいただきたいと思っております。例として、年金生活者の方々の保険料額をお聞きしたいと思います。1つ目には、御夫婦二人とも74歳以下の世帯の保険料、2つ目には単身者で74歳以下の世帯の保険料、3つ目には世帯主が75歳以上、後期高齢者医療制度にかかわる方、そしてお連れ合いさんが74歳以下という、国保という、その2人世帯の保険料についてそれぞれ年金収入150万円、200万円、250万円とお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今川村議員から御質問がありました保険税の具体的な税額につ

きましては、年金の所得割をベースに御説明いたします。

なお、資産割につきましては、それぞれ資産の所有状況が個々ばらばらですので、今回の税率改正では資産割が伸びているのですが、今までかかっていた分が15%ですので、おおむね倍額になるということを前提にさせていただきまして、それを除きました影響額を説明したいと思います。

74歳以下の御夫婦お二人につきましては、150万円、200万円、250万円と説明させていただきます。2万3,700円と11万1,200円、18万800円と推移をします。74歳以下の単身の方につきましては、1万5,600円、9万900円、15万3,800円となります。75歳が夫で74歳が妻の場合、夫のほうは後期高齢者医療制度の保険料支払い、妻が国保に残って支払いということになりますので、妻については特例世帯ということで2分の1の軽減措置をかけて計算しております。夫のほうにつきましては、1万1,100円、6万8,600円、11万7,500円となります。妻につきましては、国民年金で計算しておりますので、1万1,800円、3万1,600円、3万1,600円。合計でいきますと、150万円の部分については2万2,900円、200万円につきましては10万200円、250万円につきましては合計で14万9,100円となります。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。今具体的な数字をお聞きしましたが、前回の所得割が大きく増税された中でそれを見直したというふうにお話しでした、御説明の中では。しかし、見直された中身がふえた方、減った方、それぞれなのですが、それほど市民の感覚の中ではこれが見直されたというふうを受けとめられるのかどうか。それで、資産割が約2倍近くになるというあたりでは、負担増をやっぱり否めないのではないのかというふうに思うわけです。今回の税の賦課の

考え方として、歳出、必要額に見合った税負担を原則とした、また基金に依存しない財政運営を可能とする適正な賦課を実施したというふうにおっしゃっております。確かに市民の間に不安もなく豊かさが漂っている社会情勢であれば、こういったことも必要だったかなというふうに思います。しかし、ガソリンや灯油を含めて4月1日から諸物価が本当に値上げされている、さらには高齢者にとっては最悪ともいべき後期高齢者医療制度が4月1日から始まった、消えた年金はなかなかはっきりしない、どれをとっても不安材料が山ほどのようなこんな中にいるとき、こんなときだからこそ市民に対して本当に温かな行政が強求められているのではないかというふうに思うわけです。先ほど年金者の皆さんの額をお聞きいたしましたけれども、今若い方たちの間でも皆さん御存じのように正規雇用されずにパートやアルバイト、非正規雇用が多くなっているわけです。こういった若い方たちは、低賃金のために年金はおろか健康保険にも入られずに、風邪を引いたときには売薬で済ませる、病院になかなか行かれない、こういった状況がふえているわけです。年金暮らしの高齢者やこうした若い人たちが払いやすい保険料にさせていただく、そう強く思うわけです。そうすることで重症化する前に治療を受けることができ、医療費の抑制にもつながるというふうに考えているわけです。

そこで、財源調整分として交付されている前期高齢者交付金、御説明の中では国の計算違いといえますか、1億4,000万円の返金、減額が言われているというふうに言われていますので、今回計上されている8億9,000万円から約7億5,000万円に減ってはいますけれども、これを支援分のところ、今回医療費等後期高齢者支援分というふうになっています。介護保険と3税方式になっている、その分の後期高齢者支援分の約1億5,000万円、このところに使うことはできないのかどうかお聞きいたしたいと思います。

さらに、10月から年金からの保険料の天引きが提案されました。後期高齢者医療制度だけでも本当に負担がいっぱいになっている、そんなときにまた年金から天引きかという皆さんの本当に不安な思い、胸が締めつけられる思いがします。この特別徴収を選択しなくてもよい保険者の条件、これがあるかと思いますが、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 議員御指摘ありました前期高齢者交付金につきましては、今回の後期高齢者医療制度のほかに退職国保が一般国保のほうに65歳の方々がいきなり移行するということも含めまして、従前の財源保障が大きく変わったということもあります。それを受けまして、高齢者の少ない保険者のほうからは納付金をたくさんいただいて、国保のように高齢者の多い保険者については交付金で財源を調整するという国を国のほうで定めまして、当初予算では3月議会で議決いただきましたが、8億9,300万円の金額でということで、それらをベースにしまして20年度の国保税の必要な金額を推計で算定させてもらって今回の提案になっています。それが4月10日になりまして、老人保健の伸びが相当大きくて1億4,400万円ほど下方修正になりましたということの通知がありまして、それが各市町村にとりましては既に議会の議決を得ておりまして、その後の変更でしたので、減額は困るということで申し入れをしまして、2年間貸しておくので、2年後の22年には精算をしてくださいということでの通知になりました。結果的には1億4,400万円減った分については、半分国、道の財政負担もありますので、名寄市の国保税で負担すべき金額は約7,200万円とっておりますので、この分が今回の税制改正をお願いしている数字よりも悪くなって、2年後の税率見直しのときにはそれを加味した税率体系になろうかなと思っておりますので、議員おっしゃるようなそれを使つての

調整は、本来一定のことはできるということで私たちは総額ベースで2,000万円ほど減額できると思ったのですが、実質的には2年後の精算を見てもないと本当に2,000万円の減額ができたかどうか、これについてもいましばらく検討が必要かなと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

なお、特別徴収で実施する、年金からどうしても天引きしなければならないのかという御指摘なのですが、これにつきましては昨年の10月から国の法律が施行されておりまして、それに基づきまして各市町村は議員おっしゃるような例外規定を除いては4月もしくは10月から、最悪の場合でも来年から実施しなければならないと、このように法律で定められておりますので、1つは保険者が年金徴収をしなくてもいい団体というのは、新聞で御存じのとおり、被保険者がおおむね1,000人未満。具体例を言いますと音威子府、中川町については対象者の数が少ないので、かけるコストと保険税の収納に関する部分がありまして、そこは対象から外れてもよろしいですと。それから、平成16年度から18年度の3年間の平均収納率が98%以上の保険者。名寄の場合につきましては、おおむね93から93.5ということでそのレベルに達しておりませんので、特別徴収をしなければならないと思っております。この団体については、和寒、剣淵、下川、音威子府と、こういう団体がございます。それから、口座振替等納付組織率の合計が85%以上の団体。それから、国保の大型システムの改修を予定している団体との4つの条件がありますが、いずれも名寄市についてはこの4つに該当しませんので、年金から徴収しなければならないと。ただ、国会でも年金徴収の有無についてはいろいろな検討が今後されるかもしれないので、国の法律の見直し動向も含めまして、もしそれがあればそのような形での対応は今後検討してまいりたいと思っております。現時点では、10月から実施することに対して該当事

の方々に親切丁寧な説明をして御理解を賜りたいと考えております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 先に特別徴収の件なのですが、口座振り込み85%以上の被保険者の方がいれば特別徴収をしなくてもよいというようなことで、今積極的に働きかけをされるということですので、ぜひとも進めていただいて、自分で口座振り込みをするのと有無を言わず天引きされるのでは精神的な負担というのははかり知れないほど違うというふうに私は感じています。ですから、このところをお願いしたいというふうに思います。名寄市では口座振り込み率が高いというふうに聞いていますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどお伺いしました前期高齢者交付金、これを使って支援分のところを何とか補てんできないかという件についてなのですが、財源調整ということで今回予算書の中にも出されています。そして、後期高齢者支援金のところは出るようになっていくわけですし、言ってみれば入るところ、入る歳入のところはここが数になっていない、これが前期高齢者交付金での財源調整というふうに私は見たわけです。ですから、この分を後期高齢者支援金のところに回すという、支援分に回すということは可能ではないかというふうに思っているのですが、このところをお聞かせいただきたいと思います。

今後期高齢者の方たちの保険料については、名寄市も健康に留意される方が多いということで保険料が全道から見ても少なくなっている、こういった状況の中ではありますけれども、後期高齢者、前期高齢者も含めて皆さん方に、74歳以下の方たちに後期高齢者医療分の支援金を負担するという、要するに後期高齢者の方たち、そうでない方たち、75歳で切って、そしてその2極になった方たちを対立させるような、そんなやり方、これ

は国のやっていることなので、やむを得ないことだというふうには思うのですけれども、そうした思いを解決するためにもこれをぜひ検討いただきたいというふうに思うわけです。

名寄も健康都市宣言をしている都市ということですので。だれもが安心して医療を受けられる、そしてその担保としてやっぱり健康保険があるわけです。高くても払いづらいこうした保険料では、この安心担保とはならない、そういうふうに考えます。ですから、今回提案されている国保税の条例の制定については賛成できるものではないというふうに思っております。先ほどの御答弁をいただければというふうに思って、発言を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 前期高齢者交付金という名前を見ていただくと、中身がわかるかと思うのですが、支援金の財源補てんにも使われるのですが、5割分につきましては、先ほど言いましたように、3億円の支援金のうち5割程度は前期高齢者交付金の補てんで調整がつくのですが、退職国保から一般国保に切りかわったことによって従前持っている財源枠組みが変わってしまったので、そちらへの財源にも使われることとなりますので、支援金だけの財源ではないということで、その数字は全国で集計された数字で、実際に使われた医療費の中で名寄市に何ぼ何ぼの金額が交付されるということになりますので、その辺現実的には国が1億4,400万円ほど修正減額をしてきましたので、今名寄市ができる分については、すべてトータルで見込んだ形の結果ですので、結果的には2年後の精算のためには、これ以上この分を先食いして使うことについては財源調整は難しいかなと思っています。

それから、高齢者の方と若い方々の保険料負担も考えて今現実国が進めておりました部分は、原油価格の高騰も含めて一般市民の方々の生活状態というのは急激に悪化しているということについては理解は十分私もしているつもりをしております。

す。ただ、国保税の関係につきましては、保険で相互扶助で支え合うという仕組みになっておりまして、軽減措置の関係につきましても今回の税率改正に向けましても約9,500万円ぐらいの公費が別に低所得者に対する軽減負担ということで出ておりまして、そのうちの4分の1は市民からの税金であります。そういうトータルな財源枠組みをやって、なおかつこういう言い方をしては失礼なのですけれども、名寄市の保険料の1人当たりの負担額は全道レベルで昨年で比較しますと24位程度、35市の24位程度ということで、過重に、重たくないか重たいかについてはそれぞれ個々ばらばらなのですが、平均値で見ますとまだまだ重たいところもありますので、制度改正して国に要望すべきは要望しますが、一定の相互扶助による保険料負担であるということの御理解は賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中之繁議員。

○22番（田中之繁議員） 若干お聞きしたいと思っておりますけれども、この景気の悪いときに資産割がなぜこういうふうになったかと、これをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 1月の議員協議会のときにも全議員さんに向かって説明させていただいたのですが、旧名寄市と旧風連町ではそれぞれ農業中心の町とサラリーマンを中心にしたまちということで、それぞれ国保税には資産割に対しまして名寄はずっとこの間15%程度で下げて推移をしてきました。旧風連町につきましては、最大70%を超える資産割がありまして、その資産割でないとなかなか必要な保険料を賄い切れなかったという状況があります。それから、お隣の士別の関係につきますと、40%を超える資産割をお願いしないと保険料が賄えない。合併した後、名寄、風連の合併した新名寄市と朝日町と士別の新士別市としては、国保の世帯の所得構造がほぼ

名寄、士別、新名寄、新士別では近似しているのではないかと。そういう中で昨年の250万円程度の年金生活者の方につきましては、19年度の税制改正で4万円を超えるような大きな金額になったものですから、今回は資産をお持ちになっている方とお持ちになっていない方につきましては、財産の形成上であるとか、それから家賃、借家賃の問題であるとか、さまざまなデメリットが資産を持たない方のほうにあるのではないかと。そういうことも含めまして、先ほども言いましたように、士別市よりは少ない範囲の中で資産割を御負担いただかないと、年金生活者ばかりに負担がかかってしまうということの調整がありまして、それを昨年1年間検討しまして、中間報告で議員協議会でも御説明させていただきまして、今回の税率改正になりました。

それで、例えば3万円の固定資産税がかかっていらっしゃる方については、従前は15%でしたので、4,500円です。それが今回の税率改正で31%になりますと、約9,300円です。それは、先ほども言いましたように、おおむね倍になるというのはそういうことですので、それよりもっと高い負担を実は19年度のときに年金の方々にお願いをしたこともございまして、全体的な保険医療を支える御負担という形で調整させていただきましたので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） 今部長の話聞きますと、昔の時代と今の時代、どんな時代だということをお聞きしたいのですが、今5丁目、6丁目、この商店街は本当にお客さん来ない中で資産持ちながら、固定資産税が全然下がらないでこのまちを支えているのです。商売やっている人方というのは、そういう中で資産を持ちながら、そしてお客さんのためにこうやって税金払ってきた。今5丁目、6丁目、お客さんが来ない中で税金だけ払っている。都市計画の中で一番金払いながらこうやっている。私はなぜ言いたいのかとい

たら、今高い土地買って売ろうと思ったら3分の1ぐらい、買う人もいない。しかし、税金はどんどん、どんどん高くなる、高くって下がらないでこうやっている。何十年も固定資産税ずっと払っていて、いざ売りたいと思ったらこんなになっている。そこになぜこういう均等割以上の税金、保険税も最高額にするのか聞きたいということで私聞いている。昔は、商売やって本当にいい時代があった。今勤めている方がずっといい時代になっている。今固定資産税3万円と言ったけれども、3万円の固定資産税やっている商店街ないです。やっとやっている人もいる。5丁目、6丁目は本当に空き店舗があっても借りる人がいない。それは何かといたら、税金が高いし、家賃が高いからです。ただ、今銀行に、昔は土地も持っていたら何ぼでも金貸してくれた、今借りるのに保証人3人ぐらいつけなかったら貸さないような時代。それに対して税収は、どんどん高い税収をやっている。こんなことでまちが本当にやっつけられるのかと。ただ、これは一般の皆さん方に役人に言わせれば、あなた、これは財産ですよと言う。財産というのは、売って初めて財産になることであって、ただ持っていて、自分らで一生懸命頑張って土地を買い、店も立派にしながらこうやってやってきた人、親から財産もらってそのままやる人とまるっきり違う。しかし、今売りたいくても売れない、買ってくれない、そういうような状況の中で土別よりこうだ、そんなことは関係ないのです。ただ、今までこうやって頑張ってきた人が今やっつけられない状態の中で資産割がなぜ高くなっているのか。固定資産税ずっと払わなかったら、押さえられるような時代。差し押さえできる。しかし、払いたくても払えない人いっぱいいる。税金をずっと払って、売るときに3分の1ぐらいだったら、本当に一生懸命税金払った人から市で買ってくれるかと思ったら、買ってくれない。そうではないですか。あなた、まじめにずっと高い固定資産税払って、何十年も払ってきたから、困ったから、

市で買ってあげるなんて、そんなことになっていない。それぐらい中心的な役割していたところがずっと下がってしまって、郊外がどんどん、どんどん栄えている。こういうことをどう思っているのか私聞きたい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 中心市街地の活性化の問題と今まで中心市街地が名寄のまちの顔として機能してきた部分については、私も十分理解しているつもりです。ただ、今議論されているのは、国保税の税率を負担してもらうときにどの程度の負担の水準が妥当かというところで、所得割と資産割と均等割と平等割という4つの要素がある中で、今田中議員おっしゃるとおり、資産割に着目すると、そういう中心市街地を含めた商店街の疲弊状況というものは十分私も理解しているつもりはしているのですが、最悪になった場合、減免規定等の措置なんかも実は持っておりまして、その方、その方々の個々の経済情勢等につきましてはそれなりの対応策というのは個々検討させていただくなり、それから商店街振興やら、税負担の関係については資産をお持ちになっていると当然税としてはかかってくる部分でございますので、その辺国保税の議論のときどの辺が適当な水準なのかということでたまたま土別の例を出させてもらいましたが、ほかの市でも都市に行けば行くほど資産割をかけないところが多くございます。だけれども、一定程度所得の少ない地域のところについては、資産割と所得割を上手に負担をさせていただくということのバランスをとっておりますので、名寄市はそういう部分で今回の部分につきましては15%から36%に上げるための調整をさせていただきましたということでありますので、決して名寄市だけが突出した形ではなくて、一定の他市の状況も比べながら算定させていただきましたので、御理解賜りたいと思っています。

他の施策については、ほかの所管との関係もございまして、それぞれ個別個別の対応でいろん

な救済措置があらうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知識員） 田中議員。

○22番（田中之繁議員） 確かに立場上言うことはわかります。だけれども、私はこれから本当に若い者を支えていかなければいかぬから、皆さんひとつ高齢者にも頼むと言っている。先ほど川村議員から言ったように、今若い人が正社員になれなくて、普通であれば何年も勤めていたら給料も上がる、しかし今は臨時、臨時、臨時と、そして若い人が結婚して子供を産んで帰ってきている人何人いるか、あなたわかっていますか、名寄に。食っていられないから親のところへ来て、親のところ、じいちゃん、ばあちゃんに預けて勤めている人がどれだけいるか、名寄にいるというのをあなたわかっていますか。それぐらい若い人は結婚しても子供を産みたくても産めない、やっとな食っている人ばかりが今、若い人がどれだけいるかということ私は理解してほしいと思う。名寄の離婚率がどれだけ多いかということもわかってほしいのです。そして、じいちゃん、ばあちゃんに預けて、そして勤めていて、臨時で勤めながら正社員になれない、それで子供たちの、名寄がどんな状況になっているかということ私は総体的に理解していないのではないかと思います。結婚して2年、3年頑張っていたら給料も上がるからと昔は頑張ってきた。今は頑張ったって給料も上がらない、結婚もできないと、こんな状況なのです。国はどうかの言う。ただ、私は本当にこれから若い者の時代だといいながら、正社員が。今やっていることは、とにかく人を少なくしてこうだ、こうだというけれども、野球でいえば5人でやっている。ちょっと打ったら全部満塁ホームランみたいな、エラーだらけだ。とにかく合理化してこうだ、こうだというけれども、野球でいえば5人でやっていて外野だれもいない、こんなような状況、今、世の中になっているのです。私は何を言いたいかといったら、関係ない、よそは。ただ、

本当に名寄に住んでよかったなど。しかし、今大型店できてこうなっているから、商店街は仕方ないのではないか。私も商売やっていますけれども、うちに来てくださいなんて言えぬ。やっぱりそれぞれ自分の好きな店に金出して行く、そういう選択枠の中でみんな商売やっている。だから、商売やっている人方は、大変な中でこうやって頑張っている。昔は、確かにもうかった時代ある。それは何かといったら、よそに物が無いから商売成り立った。だけれども、そういう人たちが名寄を支えて、税金いっぱい払っていた人が逆転したのだから、そこをやはり理解していただかなかつたら、ただ役人が言ったから、国が言ったから上げるのだと。この間茨城保険組合何かわかりませんが、34歳の方が10億円使って3年も4年もわからなかったと。こんなわからぬ人方が管理していて、そしてちょっとテレビに出たといったらもうやらなくなった。何に使った。競艇に使っていたと。それぐらいみんなの保険料集めておいてわからぬようなこんなシステム、国が言ったから今度皆さんに負担してもらわなければいかぬと。部長、この間テレビで見なかったですか。10億円使って3年も4年もわからなかったと、これは茨城の話ですけれども、それだけ金集めておいてわからなかったという、こんなことでみんな平等で金集めて協力していただきたいと言っているけれども、34歳の男が10億円使って何年もわからなかったと、こんなことありますか。それぐらい健康保険が大変だと思ったら、みんなこうやってやっとないかなければならない。10億円使って自分でしゃべって初めてわかるような、こんな時代をつくっておいて、皆さん協力してくれということになるのですか。それぐらい10億円使ってもわからぬぐらい集めているのだったら、もう少しやっぱり市民のために血を出してやっとないかなければいかぬのではないですか。今回広域連合でみんな集めなければいかぬというけれども、この茨城の10億円も使ってわからぬぐらい保険料

集めていると、それもわかりませんでしたで、そうではないですか。これに対してどう思っているか。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 今御質問いただきまして、個人的な御意見も含めてだというふうに思っておりますけれども、巷間言われております格差社会、それから戦後の制度が今疲労してきているのではないかと、こういった趣旨での御質問かなと、御意見かなというふうに思っております。国の法律が決まりまして、市の中ではいろいろな条件はありますけれども、できるだけその中でもバランスがとれた施策をどう展開をしていくかというのが自治体の役割なのでありまして、したがって先ほど来生活福祉部長が説明していますとおり、制度の枠の中で自治体がどういうふうにバランスをとるか、これは国保だけでなくほかの制度にも全般的に言えることなのだと思います。制度そのものも必ずしも全部一律にかけているかということ、そうではないです。例えば固定資産税の場合も商業地と住宅地とではその率といいますか、その控除の率が違うだとか、いろんな配慮の中で制度というのは生まれているわけでありまして、それらを地域でどう生かすかということで今回実施をしているわけでありまして、制度の欠陥、例えば後段お触れになりました茨城の国保連合会の横領の問題、これはその連合会の体質の問題等もあるでしょうけれども、今議論いただいている国民健康保険の税率との関係では、制度が疲労しているから、それを注意せよという警告だというふうに受けとめはさせていただきますけれども、名寄市にそっくりそのまま当てはめるのは無理があるのではないかとこのように思っていますけれども、名寄市はとにかく今現在の中で今までも時間をかけていろんな皆さんから国保のありようについて議論をいただきまして、特にこの税率の問題では資産割と所得割のバランスが崩れたのではないかと、こういうようなこと。合併をしまして、さらに所得構造が変化しましたから、そ

れをどうバランスをとるかということで長い間時間をかけて、もちろん議員の皆様からもたくさん御意見をいただきました。その上で新しい制度、税率をつくっていくという結果でございまして、このお示した内容で御理解をいただきたいと思っております。もちろん個々のいろいろな事例については、先ほども生活福祉部長から話がありましたとおり、いろんな事例がございまして、個々の事例一つ一つケースを当てはめるというのは無理であります、課税後の対応等については個々の事例について御相談をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） このことについてなんですけれども、田中議員が言われましたことにも一応うなずけるんですけれども、その反面農業に関してのことについてお伺いしたいのですけれども、今農業経営をやっていくのには何でも上がる、上がるです。前にも質問させていただいたのですけれども、春の融雪剤から始まって米の出荷する袋まで上がるよと、肥料代では27%も来年から上がりますよと、こんな中で所得割をふやすというのは大変だと思うのです。その中ですと、農家では年とって農作ができないからという形の中で若い人たちが農地を求めて20町、30町、多い人で40町、50町の土地を持っています。税率は違うと思えますけれども、その農地に対しても資産割になると思うのです。また、そんな中で農機具も、当然面積が多ければ多いなりの農機具が必要ですから、それなりのものをします。農機具にも償却資産税という税金がかかります。そんなことも含めてこの資産税を上げるということは、これからの農業後継者がだんだん育っていかねばならぬ、そんなところにもつながっていくのかなと、こんな観点から見てもやはりもう少し緩和していくべきではないかなと、私はそのように思うのです。合併する前の風連町だったら、本当に70%ぐらいで、大方が農業の町でしたの

で、資産割が多くて所得割が少なかったのですけれども、合併することによってこのような税率になって、農家の人たちもそれなりの面ではよかったなという話があったのですけれども、それがまたもとに戻るような形になっていきますと、やはりこれからの農業経営は大変だと。こんな中を考えた中ではやはりこれからの若い者、そのためにも、後継者のためにももう少しその辺を緩和することはできないのか、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今谷内議員おっしゃいましたように、旧風連地区については70%を超える税率でありました。名寄市は、島市政になってから資産割を下げる傾向で15%でずっと推移をしてきまして、死守をしてきましたというのが現実かと思っています。ただ、ここにきて従前低い税率で耐えてきた分では実際には基金を使って合併後調整して、その基金についても相当一定程度落ち込んでいる状態で、今後の制度改革によってはその基金がそう長くもたないということの視野も出まして、19年度の改正につきましては資産割を堅持するという対応させてもらって、その結果出たのが年金生活者に対する大きな税額の伸びでありました。その辺を踏まえまして、今回後期高齢者の方々が、75歳の方々が後期高齢者となって北海道広域連合のほうに抜けてしまった後、比較的担税力の高い方々が多かったということも含めて、残された国保でどのように財源調整するかということでありました。今都市部で騒がれている後期高齢者の金額の負担の関係については、所得割だけではじいているものですから、それぞれ今まで負担したものと比べますと、かなり大きなでこぼこ、いびつがあって、大都市へ行けば行くほど単独減免も含めてその辺の調整がうまくできなくて話題になっていると思います。名寄は、風連と名寄が合併したときどういう産業構造になったのかと考えますと、先ほ

どからの繰り返しになりますが、一定程度所得がダウンをしてしまって、そのダウンした分を全部年金生活者のほう中心に行ってしまったのが19年という理解でありましたので、その辺は所得割、資産割、それから均等割、平等割も含めた4つの項目の中で全体調整をさせていただきました。そこには先ほど言いましたように士別市だけではなくて、稚内とか留萌とか紋別とか、それぞれ資産割を御負担願っているところの税率についても情報交換をさせていただきまして、農家の方から見たら資産割がふえたらとんでもないという話かな、それから年金生活者の方々から見ると所得割がふえたらとんでもないという話かもしれません。その辺のバランスをどうとるかということと、それから今の国の経済情勢にかんがみますと、ガソリンも上がった、燃料も上がった、燃料が上がれば運送屋さんの経費もかかる、市民生活も食料品は流通で来ますので、その分についても負担がふえている、農家だけではなくて押しなべてすべての国民のところにしわ寄せが来ていると思います。そういう中で本当は国保税の関係を見直すということは心苦しいと思いますけれども、国保として市町村が国保を賄っているということを考えますと、その中で適切な保険料をはじいて皆さん方をお願いするというのも安定的な医療制度を支えるためにも必要だと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） その説明はわかるのですけれども、勤めている人にすれば所得割より資産割のほうが多いほうがいいと、それはわかるのですけれども、農業といたら何ぼ税率が低いといっても固定資産税何十万円と払っているのです、それぞれの方は。私自身でも何十万円と払っていますけれども、それだけのお金に対しての税率が上がるというのはとんでもない負担なのです。だから、去年1年間の農業所得の申告を見たときに、納税した人何人いますか、知っていますか。

ほんのわずかです。それだけ農業は厳しいのです。それに上乗せをしてことしからガソリンが200円になりますよ、肥料1袋が27%上がりますよ、あれも上がります、米は1俵9,000円ぐらいの米なのです。それから経費引いたら、何ぼ残るのですか。それぐらい厳しい。お金があつて所得税が払えるような状態だったら、税金も少しは払うことができると思うのですが、その所得税さえ払えない人が多い中で、農業所得払わぬ人が多いのですから、ずっと。何倍もおりますから。そんなの払うの何分の1かですから。そんな中でそれをやっていくとなったら、当然未収がふえてくるのではないですか。九十二、三%の納税率だよと先ほど言いましたけれども、本当は多いところで90%、100%の町村もあると思いますけれども、それが来年になると税金が上がっていくことによって保険税の未収がまだまだふえるのではないですか。前にも私自身質問させていただきましたけれども、何ぼの未収金あるのですか。この未収金はどうするのですか。税金の未収金、私前に申し上げましたけれども、特別委員会でも職員を雇ってその人に回収させたらどうなのだと、そんなことも申し上げましたけれども、まだまだこういうことをすると未収金がふえてくるような気がします。そんなことからいって、先ほどから何回も言いますけれども、農業の情勢を考えたときに、これからの若い人たちが20町、50町の面積をつくる、私の近所にいますけれども、面積どれぐらいつくったらいいのですかと、今現在26町ぐらいあるそうです。でも、将来は50町の水田をつくりたいのだと、こんなことも言っていましたし、畑作の人では兄弟2人で100町の間面積をつくりたいと、この間新聞にも出ていましたけれども、そんな方もいます。何ぼ税率が安いからといって農地に対する固定資産税はすごい金額なのです。そういう人たちのためにも、そういう税率をかけていったらとんでもない国民健康保険税になるのではないですか。そういうことをすると、後継者が

育たない。それでなくても後継者がいないのですから、そのためにもこういうものをもう少し行政として基幹産業が農業であるならばそれなりのことを考えて、もう少し緩和してやっていただきたい、そのようになるようにならないか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 先ほど来担当部長のほうからも答弁していますように、今回の国保税の改正につきましては今までの経過がありましたけれども、現在の状況にかんがみて全体のバランスをどういうふうにしたらいいか、各階層によってそれぞれ意見のあるところであります。自営業者についても農業についても、あるいは年金生活者についても、資産を持っている人も資産を持っていない人もそれぞれ意見のあるところでありまして、今まで旧風連町、旧名寄市がとってきた国保の税率の推移をずっと経過いたしまして、今回の改正の措置というのはそんなに大幅にこの制度改正をしたというふうには考えておりません。今までの推移をなぞってみますときに、例えば今お話がありました資産割などは、旧名寄市の場合はだんだん下げてきた、風連の場合は一定の70%ということを持ってきた。合併をしてみても初めて同じ税率にしてみたら、そこにバランスが悪いことがわかった。しかし、風連地区の70%を最大限の措置として税率設定できるかどうかということ、到底それはバランス感覚からいってもできないということでもありますから、31の設定にさせていただいたと、こういうようなことであります。

税が直接生活にどういう影響を及ぼすのか、このことについてはどんな方でも同じであります。税を払った分だけ、また行政施策もされると、特に国保の場合には安心して医療を受けられると、こういうことでありますから、ぜひ制度全体の中で、個々の場合ではなくて全体の中でバランスをとって対応しているということで御理解をいただ

きたいなというふうに思っているところでございまして、すべての皆さんにすべてよろしくということにはなかなかならないのでありますけれども、その中でもぎりぎりどのぐらいがいいかということで、他市の例もよく出しますけれども、しかし何よりも旧風連町、旧名寄市の国保の税率の推移なども勘案をしまして、そこのところを落ちつかさせていただいているということでもありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ議論がありましたけれども、私は基本的に後期高齢者医療制度の創設、しかもこの4月から開始をされまして、後期高齢者医療制度そのものに対する国民的ないろんな不安なり批判、こういうものが滞在をしているというふうに思うわけでありまして、しかしこれら制度導入に関して厚生労働省等々を含めて制度の説明不足その他についてマスコミ等を含めていろんな意味で発言をされたり、あるいは制度について説明責任を果たそうと、こういうことが報道されているわけでありまして、そういう面では私ども一般市民においても相当この後期高齢者医療制度に関しての知識と申しましょうか、考え方等々についても理解を深めている部分もあるのではないかと。理解を深めているというのは、問題点が私は浮き彫りにされてきているというふうに思うわけでありまして、とりわけこのところで後期高齢者制度そのものに対して遺憾を表しても問題はなかなか解決をしないと思うのでありますけれども、しかし同時にこれらの制度を導入する際には少なくとも厚生労働大臣等々を含めて、市町村の国保は前期高齢者の財政制度の導入等交付金が交付されると、このようなことも含めて、したがって国保税に関してそういう上昇負担というか、負担の増を招かないような対応を図っていくと、こういうことが私は明らかにされてきていただろうと。しかも、従来の老人保健制度では国保なり、あるいは被用者保険から拠出

金が実は50%、5割の拠出金が市町村国保もそうでありまして、老人医療制度そのものに拠出をしていたわけでありまして、これらが後期高齢者のこの制度を行うことによって支援金は従来の5割負担から4割負担にすると、あとの1割分は後期高齢者の皆さんが御負担をくださいと、こういうことでもありますから、後期高齢者にとっても大変厳しい状況になることは当然でありますけれども、しかし同時に国保会計そのものから見たときは、私は国保税そのものがまた上昇するという状況にはならないのではないかと、こういう考え方が支配的というか、私も含めて一般的に感じていたわけでありまして。その分後期高齢者、75歳以上の皆さんに負担を強いるということは事実でありますけれども、しかしこれまでの説明をお聞きをしておりますと、前期高齢者の交付金そのものも1億四千数百万円カットをされると、こういう状況では名寄市の国保税総体は全体的には2,000万円ぐらいが減額になるのではないのかというような説明もありましたけれども、しかし平成20年度で所得の確定をしてこれらの整理をしていくことになれば、このことも本当に2,000万円、仮にではありますけれども、2,000万円の総体経費としての国保税が減額をされるというような状況にもなかなかないのかなと、こういうふうに思うわけでありまして、そういう意味では国保税総体の所得割、資産割、あるいは均等割、あるいは平等割等々を含めて4税目での調整をする、この部分での今までのやりとりもありませんけれども、私は制度そのものとして後期高齢者制度を導入をして、しかもそれ以外の前期高齢者を含めた負担をする部分の国保税そのものも上昇するという今日的な制度の状況をまずどうなふうにとらえているか、制度だから仕方ないではなくて、やはりうまくない制度はうまくない制度だということを、市町村自治体からもこれらの声をしっかり上げながら、そして国保総体の財政基盤というか、財政スキームをしっかりと図っていか

なければならぬだろうというふうに思うわけでありまして、そういう点では首長としてこれら後期制度の導入に伴い、しかも国保税そのものもまた引き上げをせざるを得ないような状況が目に見える状況についてどのような理解をされているのか、基本的な考え方について市長の見解をお伺いをしたいと、同時にまたこれらについてはまさに市町村からのはんらんではありませんけれども、私は全国市長会あるいは全道市長会、市長会ばかりでなく市町村会を含めて、本当に地方自治体がこれら国保を運営をしていく上で国が二重三重にそういう網をかけて、不当とは言いませんけれども、国民負担を強いるというような状況をどのように理解をし、改善を求めていこうとしているか、基本的な考え方についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 国民の皆さんの医療制度の持続的安定を求めているいろいろな保険制度が改正をされておりまして、国民健康保険につきましては今までの仕組みの中で特に少子高齢化といいますか、高齢者の皆さんのウエートが高くなって医療費の増が続いているという中での仕組みを今回の後期高齢者という、大変国民の皆さんに評判が悪いというふうに私も思っておりますけれども、制度改正に踏み切ったというふうに考えております。しかし、名寄市のような人口規模の、あるいは名寄市以下の人口規模の自治体にとっては、少なくとも都道府県単位で後期高齢者の件が運営されることになったということでは、急激な地域の医療事情によって保険料が上がったり、あるいは下がったりということも含めて変動がなくて、安定的な財政運営ができることになったのではないかと、こういうふうに押さえております。国が幾ら負担するのかというのが大きな医療に対する制度の要点かと思っておりますけれども、後期高齢者については50%国費を入れるということでありまして、保険者が残り40%、加入者が10%という

枠組みについては他の保険との絡みの比較はあるかもしれませんが、一定の後期高齢者に対する医療制度というものはこれから、今いろいろな指摘を受けている欠点と申しましょうか、これらは修正されながら成熟していくものと、こんなふうに思っております。74歳までで組織する国民健康保険制度については、これまでも高齢者の医療に対する持ち出しといたしましうか、このような負担というバランスがあったわけですが、今回特に条例の中で御審議をいただいているのは、必要な医療費を加入の皆さんにどのような税率で負担をしていただくかということが問題でありまして、この中で国が政策的に入れておりますのは、応能割、応益割のバランスをきちっと図ることによって保険者間の保険料に対する均衡を図っていく、さらにそのことが国として低所得者に支援をするという縛りがあるわけございまして、私どもはその枠の中で保険税の税率の改定については慎重に内部検討を行い、さらには国保税の運営協議会の委員の皆さんにもお諮りをして提案をさせていただいているということございまして。

国民健康保険税の財政につきましては、幸いにもこの15年間ぐらいはバランスを維持してきてことができました。それは、税率を抑えて、全体的な国の流れからいいますと、医療費が毎年数%以上伸びている中であつても税率を押さえ込んできたこと。このことは、市民の皆さんに自分の健康管理も含めて御協力をいただいている証左でありますけれども、そのようなことを含めての押さえてきたものがここ2年ないし3年の中では、従来の税率では毎年準備基金を繰り入れを図ってということでのいだけございまして、今回の税率改正も完全に先の見通しをつけたという状況ではありません。74歳以下の国民健康保険の動静というものは、当然この1年、2年の中で一定程度医療費の動向も含めて結果が出ているかと思っております。そうした意味では、いただいております御意見等は次の税率改正の中でまたしっかりと議論

をさせていただいて、市民の皆さんの相互扶助の精神の中での理解が高まるようにこの制度というものをしっかりと運営してまいりたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 1つには、今市長のほうから話がありましたように、75歳以上の後期高齢者の皆さんが、これは制度的にいい悪いは、私は制度的に極めて問題あるというふうに思っているわけでありまして、しかし基本的な制度のスキームを今市長からも話がありましたように市町村個々で持っているよりは、パイを大きくして北海道でいえば都道府県単位での北海道としての広域連合でやっていくということであれば、負担あるいは財源、財政的にも安定を図るというふうな、パイが大きくなるわけでありまして、そういう実はイメージを持っていただいておりますし、当然そういうことなのだろうというふうに感じているわけでありまして、しかしそれも決して実質的な部分でスタートをしていくと、そういう実態にもなかなかないなというふうに思うわけでありまして、そういう点を考えても私は後期高齢者制度そのものが市町村国保から切り離す部分で本当に安定的な運営ができるのか、その分市町村国保からの負担もそれに伴ってふえていくような実態というように感じてならないわけでありまして。先ほど来生活福祉部長の答弁にもあったかと思うのでありますけれども、名寄市の場合で考えると、75歳以上の後期高齢者の皆さんが所得的にも一定程度の部分があつてなかなか74歳以降の国保の税率そのものに反映をしない、聞きようによっては75歳以上の後期高齢者の皆さんが切り離されたことによって名寄市の国保会計そのものが収入面では大きく、大きくとは言いませんけれども、むしろ収入面でマイナスの要素が出てきているやに私は聞き取れる部分もあつたわけでありまして、少なくとも国保会計からの拠出金が老人保健制度では5割だったも

のが4割になっていくわけでありまして、そういう面では既存の国保会計からは私は税率的には引き下がる方向が出るのかなというふうに感じていたわけでありまして、その点が内部的には所得割あるいは資産割の調整をして、今ほど意見がありましたように、所得割13%を2.5%削減というカットをして、そして資産割が15%が31%ですか、ここは調整をしていくということでありまして、全体的に所得割、資産割の配分と申しましうか、割合は別にして全体として国保が少しは肌を感じるような減額というか、昨年より、19年度より比較をして国保の納税者がその分を実感できるような税率にあるのかないのかということになれば、今回提案された税率は決してそういう状況になっていないのではないのかというふうに思うわけでありまして、そういう点では75歳以上後期高齢者の部分を分離した部分で税率としての収入の部分と従来の拠出金の関係、負担の関係、支出の関係含めてどのような見解と申しましうか、考え方をもちなのか、この点についてだけでも生活福祉部長にでも御答弁をお願いしたい。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 一般的には先ほど言いましたように退職国保が一般国保になったことと、それから議員おっしゃるとおり、後期高齢者制度が始まってすべて前期高齢者交付金で一定の国保財政にとっては軽減の方向に動くということでの情報でありました。ただ、後期高齢者に移行する方々が退職者の所得の比較的多い方々が抜ける市町村とそうでない市町村とによって若干のばらつきはあろうかと思っておりますが、私たちのほうの考えている見込みでは、比較的担税力の多かった方々が多く抜けていって、今後もその傾向は続くのかなというふうに考えています。

それで、国保の安定的な財政運営のために前期高齢者交付金が出ましたけれども、国も予測数字を間違うぐらい、1億4,400万円を削らざるを

得ないような老人医療費の伸び、それに対する精算金も含めましてこんなような結果になったのではないかなというふうに理解をしております、今回は11月末の試算データでは総額2,000万円程度の、医療と支援分で2,900万円程度の総額ベースで減額ということで試算していますが、場合によっては比較的年金の給付の高かった方々のほうが19年度で多く払った分の調整も含めて減額になって、それ以外の方々がわずか、もしくは一定の金額の増加になるのかなというのも今後課税計算を全部終わらせてから、そんなようなちょっと見込みも持っておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、全般的に国保の財政運営を堅調にするためには、都道府県レベルでの広域連合の話と、それから保険制度を国保連合会としましては全国すべての保険を一本化してくださいというのが長年の要望でありまして、これは共済も含めてさまざまな保険者のほうとの調整がつかなくて市町村独自の国保財政という形になっておりますので、将来的な展望としましてはより広域、より包含した保険運営をしない限り零細な市町村国保につきましてはより厳しい状況に今後なっていくのかなというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） これは、国の制度的な問題でいたし方ないといえどもそれまでもかもしれないわけでありまして、しかし今担当部長からも話がありましたように、少なくともこの制度をスタートさせる際に前期高齢者の財政調整を含めたそうした交付金制度をしっかりと提起をして、そして前期高齢者、つまり市町村国保についても財政的な基盤の安定を図っていくとか、そういう考え方を私はこれまで短い期間でありますけれども、4月以降説明をしてきているわけでありまして、厚生労働省も含めて。ですから、現状名寄市だけでも8億数千万円の交付金が1億4,000万円

にも4月になって急激に変わってくる、それは医療費総体の関係でこうですといっても国民の目というか、私ども市民的な目から見ても全く理解がいかない。私は、議会の議員の一員としても全くそれは目に見えない部分であり、理解ができません。ですから、そういう面では先ほど市長に冒頭お尋ねをしたように、私は少なくとも後期高齢者の制度そのものの是非というのは国民的選択が今後出てくるでありましようから、これはこれとして一つの運動あるいは大きなうねりが出てくるかもしれません。ですけれども、現状の中で国が約束をした、あるいはそういう方向を示した部分から財源的に大きく変化を来すということについては、私は市町村で国保そのものを預かる者の側としてこのまままでそれを単に加入者負担と申しましようか、に求めるだけでは極めて問題が大き過ぎるというふうに思うのでありまして、そういう点ではぜひ今後理事者におかれてはこれら制度の問題とそうした約束事に対する国に対する要望なり、あるいは市町村の実態というものをしっかりと明らかにしながら制度改正、あるいは約束事を守る立場を追求していただきたいというふうに思います。

もう一点は、今の4税目のうち所得割、資産割、名寄市の国保の部分では今までお話がありましたように所得割が若干の軽減を図り、そして資産割がそうした形にならないと、そうした形というのはおおむね倍近くなる。全体のパイを確保しなければならぬということはわかるわけでありまして、私は制度が定着と申しましようか、流動的な状況にあるときには一定程度これは国保の支払準備基金等を活用しながらでも制度的に安定する状況まではやっぱり基金の導入ということがあってしかるべきでないのかと。これは、基金があるから基金に依存をせよということではなくて、こうした後期高齢者の問題等々を含めて極めて流動的な状況にある国保の今の状況の中では、私はそうしたものが制度的に一定程度安定を見る

状況まで基金の繰り入れを行って、そして国保加入者、市民の負担の軽減と申しましょうか、バランスを考慮するのもこれまた行政の大きな役割であろうというふうに思うわけでありまして、そうした考え方をやっぱりしっかり踏まえてこの種問題に対処をしていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

若干休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 57 分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

議事の都合により 13 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島市長より発言を求められておりますので、これを許します。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 医療制度の全体的な枠組みも含めて先ほども御答弁をさせていただいておりますが、今回の国民健康保険税の税率改正につきましては国の後期高齢者制度と 74 歳未満の国民健康保険の制度について私どもしっかりとした展望というものを持ち合わせておりませんが、しかし制度としてスタートいたしました後期高齢者制度につきましては特に国のレベルでも低所得者対策等についての話題が出ております。5 月 15 日に開催をされました北海道市長会の総会の中でも医療制度全体の抜本改革として、国を保険者としてすべての国民を対象とする医療保険制度へ

の一本化を求めていくという基本的な考え方とあわせて、後期高齢者医療制度の円滑な運営に当たることと、さらには低所得者対策については市町村に対して新たな財政負担を生じることがないようにすることというような決議をして、6 月 4 日、5 日に全国市長会が開催されますが、その際に北海道の市長会としての要望行動を具体的に厚生労働省や財政当局、あるいは国会議員の皆さんに要望行動を起こすと、このように取り組みさせていただいておりますので、この分について御理解を賜りたいと思います。

また、国保の税率等につきましては、今までもそうでありましたように、本来は毎年毎年医療の給付と保険税を預かっての財政の収支を勘案しながら税率改正を行っていくというのが建前であります。今回平成 20 年度の改正につきましては、若干制度が変わったという不透明さもありますけれども、1 年ないし 2 年の中で一定の展望が出た際には改めて税率改正等について議会の皆さんにもまた御意見をいただきながら税率改正を進めていきたいと、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第 1 号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議がありますので、起立により採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（小野寺一知議員） 起立多数であります。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されま

した。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 議案第2号から議案第3号 専決処分した事件の承認について2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号から議案第3号 専決処分した事件の承認について、一括して提案の理由を申し上げます。

少子高齢化やグローバル化の経済や社会の構造変化を背景に持続的な経済社会の活性化を実現するため、平成20年度税制改正が行われましたが、本件は平成20年4月30日に地方税法の一部を改正する法律及び関係省令が公布され、同日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

議案第2号、名寄市税条例の一部改正の主な内容について申し上げます。個人市民税につきましては、寄附金税制が拡充されたことに伴い、控除対象寄附金を指定するなどの措置を講ずるものであり、また年金受給者の納税の便宜や徴収事務の効率化を図るために公的年金から特別徴収を行おうとするものであります。固定資産税につきましては、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の創設及び長期耐用住宅にかかわる特別措置の創設に伴い条文整理を行うものであります。

議案第3号、名寄市都市計画税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正による条文整理を行ったものであります。

以上、2件について、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

平成20年度税制改正における改正事項の中で特に重要なものとして挙げられるのは、個人住民税における寄附金税制の拡充と公的年金からの特別徴収制度の導入であります。寄附金税制につきましては、いわゆるふるさと納税の考えも取り入れた改正となりました。従来所得控除方式を税額控除方式に改めるとともに、適用下限額を10万円から5,000円に大幅に引き下げをして比較的少額の寄附を行う場合にも控除対象となることになりました。

また、本来住所地の自治体に納付をされている個人住民税が上限なく認められると大きく減少してしまうおそれがあるということで、特例控除額の上限は個人住民税所得割の1割と定められました。

次に、公的年金からの特別徴収制度の導入であります。公的年金からのいわゆる天引きの対象については、従来所得税について源泉徴収が行われるとともに、介護保険制度が創設された平成12年以降介護保険料について特別徴収が行われてきました。本臨時会で議案第1号で議決をいただきましたので、本年度からは国民健康保険税についても公的年金からの特別徴収が行われることとなります。今般の税制改正に伴う個人住民税における公的年金制度からの特別徴収制度につきましては、個人住民税の納税義務者であって前年中に公的年金等の支払いを受けた方々のうち、当該年度の初日における老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方々が対象となります。年金額が年額18万円未満の方、特別徴収額が年金の年額を超える方、当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き住所を有する方でない方などは対象外となります。特別徴収の方法は、21年10月、来年の10月以後に支払われる年金給付から特別徴収を実施することとなります。

このところ立て続けに税や料金が年金から天引

きになるということで、さまざまな思いや御意見があろうかと思いますが、来年の10月までの間対象となる皆さんに制度の御理解をいただけるようしっかりと説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

条文ごとの説明につきましては、既に新旧対照表を含む資料を提出させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、議案第2号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 今回の地方税法の改正による名寄市税条例の一部改正について、寄附金税額控除や新築住宅等に対する固定資産税の減額などは賛成できるものかと考えます。しかし、公的年金から住民税を天引きする特別徴収に対してはとても認めることはできません。この間介護保険料、そして後期高齢者医療制度保険料が天引きとなって全国的にも大きな怒りとなっています。そして、今度は65歳以上の年金受給者から国保税、そして住民税まで天引きとは余りにも非情と言わなければなりません。そして、あたかも年金受給者の納税の利便性を考慮したように言われていますけれども、対象となる年金受給者の皆さんからは納得していただき、また了解しているのでしょうか。取りやすいところから取る、こう言わざるを得ません。年金は、言うまでもなく個人個人皆さんがそれぞれ長年一生懸命働いて支払ってきたものです。本人の了解なく勝手に保険料なり住民税なり天引きするというのは、許されるものではないと私は考えます。財産権の侵害になるものと考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、年金給付の年額が18万円未満の方を除くとしています。ということは、18万円の年金の方からも天引きするということになるわけです。

こんなやり方はやめていただきたいと思うのですが、18万円との根拠、どこにあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま何点かにわたり御質問いただきました。1つは、今回の税制改正に伴う年金からの特別徴収につきましては、市民税の課税内容に変更を来すという部分ではございませんので、ぜひこの部分につきましては御理解をいただきたいと思います。

それから、18万円以上の年金という表現をしておりますが、実際には年金の年額で148万円以下の方につきましては市民税の均等割も非課税でございますので、法では18万円と定められておりますけれども、置きかえをしますと単身の方で年金の年額が148万円以上と、こういうことでございますので、この点につきましても御理解をいただきたいと思います。

それから、もともと65歳以上の方といたしますのは、一般的に納税意識が強い世代の年齢階層の方でございまして、みずから進んで税金を納めるという、こういう気持ちに対しまして年金から天引きをするということで心情的に相当思いがあるということは重々承知をしておりますけれども、法で定められたことということでございますので、来年の10月の適用に向けましてしばらく時間がございますので、それぞれの機会をとらえながら対象となる方にぜひ御理解をいただくような説明をしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 国の法のもとで天引きという状況がなされたかと思えます。今部長のほうからお話あったように、65歳以上の方たちというのは納税意識が高い、やっぱりきちっと納めていらっしゃる方たちです。そういった方たちから有無も言わず年金から取る、これは本当に大きな精神的な負担にもなるかというふうに思い

ます。やはりこのところをもっと市民の立場に立って考えていただきたい、そのように思います。

それから、これは4月30日の改正地方税法施行に伴って今回名寄市の条例改正となったわけですが、先ほども説明がありましたように、年金からの天引きが来年の10月となっているわけです。緊急性があったとは思われませんし、またこの内容は市民にとって本当に関心も大きくて重要な内容だったというふうに思うわけです。専決処分が果たしてふさわしかったのかどうか、そんなふうに私は思います。民主主義が問われているのではないかというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 今回の税制改正が国会の関係で年度内に成立をしなかったということで、4月30日に、冒頭市長のほうからの提案理由にもございましたけれども、地方税法の一部を改正する法律とあわせて関係省令が公布されたということで、税制改正全体が4月30日にスタートをしているということで、特に固定資産税の優遇措置も含めて今回専決処分を報告をさせていただき、承認をいただく手続とさせていただきました。

専決につきましては、平成15年から実は議会とも相談をさせていただいた中と承知をしておりますけれども、税制改正に伴う条例改正については専決処分をとということで、以後継続をして専決処分ということで対応させていただいてきております。ただ、今回他市の例を見ますと、稚内であるとか、あるいは富良野については専決処分をして臨時会で報告と、士別あるいは旭川につきましても一般議案として提出をするということでございまして、今後につきましてはぜひ税制改正に伴う条例改正については税制改正の内容を見た上で議会ともまた相談をさせていながら、どういう扱いがふさわしいのか、ぜひ協議をさせていただいて進めてまいりたいと考えておりますので、御

理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ただいま部長のほうから、今後条例内容によって取り扱い方にも検討を含めていただくような御答弁だったかというふうに思います。議会は、市民の皆さんの思いをしょって来ているという思いで私もここに立たせていただいているわけです。ですから、そのところをしっかりと踏まえていただき、今後もそのような形で進めていただきたい、そのことをお願いして終わります。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号外1件は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第2号外1件は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、患者自身が自分の病状等に合った適切

な医療機関の選択を行うことを支援する観点から、本年4月に医療法施行令の一部を改正する政令等が施行され、広告可能な診療科名が改正されたため、名寄市病院事業の設置等に関する条例を改正しようとするものであります。

主な改正の内容について申し上げます。まず、循環器科、呼吸器科及び消化器科につきましては診療科目が広告できなくなるため、循環器内科、呼吸器内科及び消化器内科に変更し、神経科につきましては診療科目から削除しようとするものであります。

次に、特殊外来として平成18年から開始し、月に2回診療している神経内科につきましては診療科目に追加し、本年6月から地域住民等に対し広告しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 閉会に当たり、5月

31日をもって退任されます今副市長より発言を求められておりますので、これを許します。

今副市長。

○副市長（今 尚文君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。今お話がありまして、5月31日をもちまして後進に道を譲り、そして組織の新陳代謝と活性化のためになればという思いで退任をいたすことになりました。私の勝手な思い、わがままかもしれませんが、御理解いただきました島市長に心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、平成12年12月の議会に旧名寄市の助役として選任をいただきました。あの12月の議会は、大きな課題は畜産基地事業の債権放棄が非常に大きな課題でございました。現議長の小野寺一知識員が特別委員会の委員長でございまして、小野寺委員長の特別委員会の報告があり、そして議論の末3億8,000万円の債権放棄の提案に対して3億1,400万円の債権放棄ということで議決をいただいたわけであります。その直後に私の選任同意ということでございましたから、非常に印象が深いわけでありますけれども、その年の12月でございまして、暮れに道庁にあいさつ回りに出かけましたが、そのとき市長から示唆をいただきまして、債権放棄をした分の特別措置の特別交付税の措置を要望書としてまとめまして、当時総務部次長は現山本副知事でございましたけれども、山本総務部次長初め関係部署に回りまして、趣旨をお願いをして要望して歩いたことを覚えております。結果は、後日地域振興室長から連絡があって、今さん、3,000万円は入っているはずですよというふうに言われたのでありますけれども、10分の1かと思いつつ、しかし少しは役に立ったかなと思ったのが助役としての初仕事でございました。以来島市長の御指導や職員の皆さんの御協力をいただきまして、冬季スキー国体、合併協議、森林組合再建問題、行財政改革の4%カットの問題や大学の4大化の問題、近くはポス

フールの課題や、あるいはつい最近のしらかばハイツの民営移管ということなどなど、非常に多くの課題に取り組ませていただきました。私一人ではありませんので、チームプレーとして取り組ませていただきましたけれども、この間非常に多くの議論があったことも事実でございます。一つ一つ振り返るとまはないわけでありませけれども、名寄市にとって歴史的な仕事というものの中にはございまして、その仕事にかかわれたということで誇りを持っておりますし、振り返ってまた非常に充実感を持っているところでございます。この間議員の皆様には叱咤激励はもちろんでありますけれども、御指導いただいたり、あるいは温かいお言葉をいただいたり、時には厳しい叱声をいただいたりしながら、非常に多くの議論をいただき、御意見をいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

これから私は、好きなテニスをしながらメタボ対策に取り組まなければなりません。10センチ、いや10センチ以上の対策をしなければなりませんけれども、これは今までの仕事の経験が生きるというものではありませんし、私の一番苦手な自分との闘いでありませので、相当な覚悟が必要だなというふうに思っていますが、同時にまた地域にありまして役に立つ人にしなければならぬと。これは、46年間にわたる公務員生活の中で当然私の義務とも考えております。しなければならぬと思っています。ただ、どんな場所でどんな役に立つことができるかというのはこれから考えなければならぬと思いますが、そんなに大きなことでなくても少しずつ役に立つことを地域でしていかなければならぬというふうに思っているところでございます。

終わりになりますけれども、地方自治制度は分権というハンドルを大きく切りました。しかし、なおまだ権限と財源の問題で分権には制度はでき上がりつつありますけれども、中身が伴っていな

いというのが現状でございますから、制度としては大きな変わり目にあるのではないかというふうに思っております。制度が変わるときには、もちろん私たちの意識もまた変わっていかねばならない、職員も議員の皆さんもまた市民の皆さんも変わっていかねばならないと思ひますし、非常に大きな仕事だというふうに判断をしてございます。どうか議員の皆さんにおかれましては、名寄市の自治を高めると、こういう観点からいろいろな点で御議論をいただきまして、名寄市の自治の高揚のために御尽力いただければ非常に幸いだというふうに思っているところでございます。議員皆様の御健勝と御家族の皆様のお多幸を御祈念申し上げたいと思ひます。長い間本当にお世話になりまして、短いあいさつでは済まないわけでありませけれども、この場から心からお礼を申し上げたいと思ひます。本当にありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） これをもちまして、平成20年第3回名寄市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時27分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 木戸口 真

署名議員 高 見 勉